



平成 19 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社KG情報
代 表 者 名 代表取締役社長 益田 武美
(J A S D A Q ・ コード 2408)
問 合 せ 先 岡山県岡山市平田 170-108
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長
三上 芳久
電 話 086 - 241 - 5522

定款一部変更に関するお知らせ

平成19年2月1日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成19年3月15日開催予定の第27回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 変更理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1)株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第15条(参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
- (2)取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第21条(取締役会)第3項を新設するものであります。
- (3)現行定款第21条の2(取締役の責任免除)及び第27条の2(監査役の責任免除)に関する規定を変更案第27条(賠償責任の一部免除)に移設するとともに、同規定第2項において社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を追加するものであります。
- (4)上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、株式会社KG情報と称する。 当社の英文社名はK G I n t e l l i g e n c e C O . , L T D . と表示する。	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 広告事業 2. 書籍、雑誌、新聞の発行、取次ぎ及び販売 3. 有料職業紹介事業 4. 労働者派遣事業 5. 人事測定・企業内教育訓練及び人事コンサルティング事業 6. 電話回線及びコンピュータシステムを利用した情報処理、情報提供及びこれらの仲介業 7. 情報処理技術及びそのシステムの開発設計等の販売事業 8. 情報処理機器の利用及び経営に関するコンサルティング事業 9. コンピュータソフトウェア・映像ソフトウェア・音楽ソフトウェア・ゲームソフトウェアの企画、制作、販売、輸出入及びこれらの仲介業 10. 展覧会・イベント等の企画・運営事業 11. 印刷業 12. 動産及び不動産の管理並びに賃貸 13. 一般貨物自動車運送業 14. 船舶の売買及び仲介、斡旋 15. 前各号に関連又は附帯する一切の業務	(目的) 第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は本店を香川県高松市に置く。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(新設)	(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。 但し、電子公告ができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告ができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。
第2章 株式	第2章 株式
(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は29,548,800株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は29,548,800株とする。



現行定款	変更案
(新 設)	(株券の発行) 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(削 除)
(1単元の株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。当社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
(株式取扱規程) 第8条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。
(名義書換代理人) 第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱いその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 (削 除) (削 除)
(基準日) 第10条 当社は毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(削 除)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(新 設)	(基準日) 第11条 当社は毎年12月20日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(招集の時期及び招集地) 第11条 当社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合に随時招集する。株主総会の開催場所は高松市又は岡山市とする。	(招集の時期) 第12条 当社の定時株主総会は毎年3月にこれを招集する。 (削 除)



現行定款	変更案
<p>(招集者及び議長) 第12条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役社長においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第13条 (現行どおり)</p>
<p>(決議要件) 第13条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 商法第 343条第 1 項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってする。</p>	<p>(決議要件) 第14条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第 309条第 2 項の規定による株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u> を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録) 第15条 <u>株主総会の議事の経過の要領及びその結果はこれを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数) 第16条 当会社に取締役 7 名以内を置く。</p>	<p>(員数) 第17条 (現行どおり)</p>
<p>(選任) 第17条 <u>取締役は株主総会において選任する。</u> 取締役の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 <u>取締役の選任については累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(選任) 第18条 (削 除) 取締役の選任は株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(現行どおり)</u></p>
<p>(任期) 第18条 取締役の任期は就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は現任取締役の残任期間とする。</p>	<p>(任期) 第19条 取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。 (現行どおり)</p>



現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会の決議により当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u> 取締役会の決議により取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u> 取締役会の決議により取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第20条 <u>取締役会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> 取締役会招集の通知は各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>取締役会の運営その他に関する事項については取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u> <u>取締役会の運営その他に関する事項については取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(報酬)</p> <p>第21条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第21条の2 <u>当社は、取締役会の決議をもって、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u> <u>当社は、社外取締役との間で商法第266条第1項第5号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>(員数)</p> <p>第22条 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(選任)</p> <p>第23条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>(選任)</p> <p>第23条 (削 除) <u>監査役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>



現行定款	変更案
<p>(任期) 第24条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠のため選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>(任期) 第24条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 (現行どおり)</p>
<p>(常勤監査役) 第25条 監査役はその互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤監査役) 第25条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>
<p>(監査役会) 第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 監査役会の運営その他に関する事項については監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会) 第26条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬) 第27条 監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第27条の2 当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 取締役、監査役の責任免除</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(損害賠償責任の一部免除) 第27条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 当社は、社外取締役、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>(営業年度) 第28条 当社の営業年度は毎年12月21日から翌年12月20日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</p>	<p>(事業年度) 第28条 当社の事業年度は毎年12月21日から翌年12月20日までとする。</p>
<p>(利益配当) 第29条 利益配当は毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対しこれを行う。 (新 設)</p>	<p>(剰余金の配当) 第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月20日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>



現行定款	変更案
(中間配当) <u>第30条</u> 取締役会の決議により毎年6月20日現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。	(削 除)
(新 設)	(自己株式の取得) <u>第30条</u> 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。
(配当金等の除斥期間) <u>第31条</u> 利益配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。	(配当金の除斥期間) <u>第31条</u> 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以 上